

NPO真庭めぐりガーデンプロジェクト施設利用規約

(目 的)

第1条 この規約は、NPO真庭めぐりガーデンプロジェクトの施設利用の具体的な手続及び利用の方法定めることを目的とする。本施設を利用しようとする個人、団体は、この規約に定めるところを遵守しなければならない。

(利用資格)

第2条 施設の利用は、施設利用申請書を提出したうえNPO事務局の承認を得た者に限るものとする。

(利用の申込み)

第3条 施設を利用しようとする者は、別に定めた「施設利用申請書」を、利用しようとする日から3週間前までに、NPO事務局に対して提出しなければならない。
NPO事務局は、前項の申込みがあったときは、施設の利用の状況、申込者の必要の度合を勘案し申込みのあった日から5日以内に、その諾否を決し申請者に通知しなければならない。
ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(利用契約の締結)

第4条 契約の締結は、NPO事務局が、利用申請書複写の承諾欄に署名捺印したものを申請者に、渡すことで契約を締結するものとする。

(利用期間)

第5条 施設を利用しようとする者は「施設利用申請書」に記載した利用期間を厳守する。

(利用契約締結解約の申し出)

第6条 利用契約が、締結したのちに解除を求める場合は、解除しようとする日から1週間前までに、その申し出をしなければならない。ただし、1週間を超えた場合、利用料の50%をNPO事務局に支払うものとする。悪天候による場合は、別途協議。

(利用の方法)

第7条 利用者の物品盗難、利用者による火災、事故、怪我についての損害は利用者が負う。

(免責事項)

第8条 利用者以外による火災、事故、怪我の損害について利用者は責を負わない。

(反社会的勢力の排除)

第9条 利用者は、申請時に反社会的勢力に該当しないことを表明する。NPO事務局が反社会的勢力に属すると判断した場合は契約しない、契約締結後に判断した場合は直ちに解除する。
また、NPOは、それに伴う損害の賠償を負わない。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項であって緊急な事項は、NPO事務局で決定する。

(利用料金)

第11条 1 別紙、施設利用料金に定めた金額で利用いただく。
2 NPO事務局が認めた地域ボランティア団体、個人、または集客協力、ガーデン店舗での飲食利用がある場合は別途、NPO事務局と協議の上、利用料金免除となる場合がある。

付 則

この細則は、平成27年4月4日から施行する。